

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特例措置について

## 認定日の取扱いに係る特例措置

令和2年9月30日(水)までに失業認定日が指定されている受給資格者の方についての特例措置です。

失業認定については、原則として、ハローワークが指定した日(失業認定日)にご来所いただいておりますが、感染予防等の観点から郵送による認定を希望される場合は、郵送による証明認定が可能です。

### 【送っていただくもの】

- ①受給資格者証      ②失業認定申告書      ③返信用封筒

### 【失業認定申告書の記入についての注意事項】

- 1 認定の処理により初めて支払いが行われます。「受給資格者のしおり」に記載されている失業認定申告書の書き方をご確認いただき、記入もれ等がないようご注意ください。
- 2 失業認定申告書の備考欄に「新型コロナウイルス感染症の感染防止のため安定所に出頭することが困難」とご記入下さい。
- 3 記載内容について、お電話等で確認させていただくことがありますので、備考欄に「日中連絡がつく電話番号」をご記入ください。
- 4 感染予防等のために求職活動ができなかった場合には、3欄の(イ)に○をつけ、「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった」とご記入ください。
- 5 日付は指定された認定日の日付を記入していただき、認定日の前日までの失業状態についてご記入のうえ、郵送して下さい。認定日の翌日から起算して7日以内の消印が有効です。なお、7日を超えた消印の場合は、認定できませんのでご注意ください。

なお、郵送の場合、認定申告書の不備がないことを確認したうえで認定の処理を行いますので、振込みまでにお時間を要することがあります。

また、郵送事故防止のため、特定記録郵便等をご利用ください。

新型コロナウイルス感染拡大等の状況により、取扱いが変更になる場合があります。

失業認定日に来所される場合、事前のご連絡等は不要です。

ご来所の際は、十分な感染予防対策をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、受給しているハローワークまでお問い合わせください。  
(平日8:30~17:15)

